

令和2年度における四国地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月22日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,800名（製造委託等^{（注1）}1,105名、役務委託等^{（注2）}695名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者5,100名（製造委託等3,408名、役務委託等1,692名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	四国	全国	四国
令和2年度	60,000	1,800	300,000	5,100
製造委託等	36,128	1,105	196,879	3,408
役務委託等	23,872	695	103,121	1,692
令和元年度	60,000	1,700	300,000	5,900
製造委託等	35,810	1,062	200,190	4,368
役務委託等	24,190	638	99,810	1,532
平成30年度	60,000	1,700	300,000	6,400
製造委託等	39,175	1,173	211,741	4,732
役務委託等	20,825	527	88,259	1,668

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は191件（製造委託等130件、役務委託等61件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが188件（製造委託等128件、役務委託等60件）、下請事業者等からの申告によるものが3件（製造委託等2件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は190件（製造委託等129件、役務委託等61件）であり、このうち187件（製造委託等127件、役務委託等60件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 ^(注2)				処理件数				
						措置			不問	計
		書面調査	申告	中小企業 庁 長 官 か ら の 措置請求	計	勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	四国	188	3	0	191	0	187	187	3	190
	製造委託等	全国	5,450	59	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		四国	128	2	130	0	127	127	2	129
	役務委託等	全国	2,841	42	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		四国	60	1	61	0	60	60	1	61
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	四国	185	1	0	186	0	185	185	4	189
	製造委託等	全国	5,725	100	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
		四国	134	1	135	0	137	137	1	138
	役務委託等	全国	2,635	55	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
		四国	51	0	51	0	48	48	3	51
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	四国	174	0	0	174	0	174	174	0	174
	製造委託等	全国	5,276	84	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
		四国	115	0	115	0	114	114	0	114
	役務委託等	全国	2,481	57	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
		四国	59	0	59	0	60	60	0	60

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で349件となっており、このうち、製造委託等に係るものが237件、役務委託等に係るものが112件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）は180件（類型別件数の合計の51.6%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが126件、役務委託等に係るものが54件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は169件（類型別件数の合計の48.4%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が105件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の62.1%）、②下請代金の減額が40件（同23.7%）、③買いたたきが15件（同8.9%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は111件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が69件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の62.2%）、②下請代金の減額が29件（同26.1%）、③買いたたきが6件（同5.4%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は58件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が36件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の62.1%）、②下請代金の減額が11件（同19.0%）、③買いたたきが9件（同15.5%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定			実体規定												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割付困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和２年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	四国	146	34	180	0	105	40	0	15	2	1	3	3	0	0	169	349	
	製造委託 等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
		四国	101	25	126	0	69	29	0	6	1	1	3	2	0	0	111	237
	役務委託 等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
		四国	45	9	54	0	36	11	0	9	1	0	0	1	0	0	58	112
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	四国	134	20	154	0	91	32	0	13	1	0	6	2	12	0	157	311	
	製造委託 等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		四国	101	13	114	0	62	23	0	12	1	0	6	1	9	0	114	228
	役務委託 等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		四国	33	7	40	0	29	9	0	1	0	0	0	1	3	0	43	83
平成30年 度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	四国	142	23	165	1	61	23	0	34	1	3	9	2	0	0	134	299	
	製造委託 等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		四国	91	14	105	1	36	15	0	20	0	3	9	2	0	0	86	191
	役務委託 等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		四国	51	9	60	0	25	8	0	14	1	0	0	0	0	0	48	108

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者5名^(注)から、下請事業者94名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還として、総額87万円の原状回復が行われた(第4表参照)。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和2年度	全国	71 名	3,858 名	3 億 7155 万円
	四国	5 名	94 名	87 万円
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	四国	11 名	387 名	300 万円
平成30年度	全国	120 名	4,593 名	1 億 8367 万円
	四国	6 名	77 名	281 万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和2年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、四国支所では5回の講習会（オンラインにて2回、対面式にて3回）を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、四国支所では四国経済産業局と共同して、当該講習会を2県2会場で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、四国支所では115件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における四国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は10名である。

令和2年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

令和2年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 計量機器の部品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 石材の加工を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たるとを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 商品の包装箱の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請代金の支払期日が自社の休業日に当たるとを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 石材の加工を下請事業者へ委託しているD社は、「販売協力金」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② クレーンの部品の製造を下請事業者へ委託しているE社は、「金利分」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 石材の加工を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ④ 商品の包装箱の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者との間で、下請代金を手形で支払う場合の手形郵送料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、郵送料相当額の切手を提供させることにより、下請代金の額を減じていた。